

NEWS(PRESS) RELEASE

令和3年3月24日

志摩市総務部総務課

タイトル	<u>令和3年4月1日から実施</u> <u>申請や届出等における押印の廃止について</u>
概要	市では、市役所での手続きの際に市民の皆さまの負担を軽減するため、市の規則等で押印を求める行政手続等については、原則として令和3年4月1日から押印の廃止をしていきます。 押印を求めている行政手続 1,805 件のうち 1,661 件（92%）を廃止します。  17 パートナリプで目標を達成しよう ※法令や国・県の制度等により押印を必要とするものは除きます。 ※手続きによっては押印に代わる自署や本人確認が必要となるものがあります。 ※今までどおり代表者印等が押された申請書等も受理します。 ※国や県においても行政手続における押印廃止が進められており、これら他機関の実施状況を参考に、今後も必要に応じて随時見直し、廃止対象の追加等を行っていく予定です。
実施日	令和3年4月1日（木曜日）から
参考HP	https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/somubu/somuka/1615185346534.html
お問合せ先	志摩市総務部総務課 担当 山本・上村 TEL 0599-44-0201 FAX 0599-44-5262 e-mail somu@city.shima.lg.jp